

各分科会への付託について

下表左欄に掲げる調査審議事項については、財政制度等審議会議事規則第8条第2項に基づき、下表右欄に掲げる分科会に付託することとする。

また、当該調査審議事項に係る議決については、同条第3項に基づき、分科会の議決をもって審議会の議決とすることとする。ただし、特に重要な事項については、この限りではない。

調査審議事項	分科会
特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）第1条の規定により審議会の権限に属させられた事項	財政制度分科会
国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項	国家公務員共済組合分科会
1. 財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する事項 2. 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律（昭和22年法律第129号）、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）及び財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和48年法律第7号）の規定により審議会の権限に属させられた事項	財政投融资分科会
1. たばこ事業及び塩事業に関する事項 2. たばこ事業法（昭和59年法律第68号）及びたばこ事業法施行令（昭和60年政令第21号）の規定により審議会の権限に属させられた事項 3. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 4. 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第25条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7条の7第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項	たばこ事業等分科会
1. 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する事項 2. 国有財産法（昭和23年法律第73号）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）の規定により審議会の権限に属させられた事項	国有財産分科会